

## 第21期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

- 連結計算書類

連結注記表…………… 1ページ

- 計算書類

個別注記表…………… 13ページ

### アップルインターナショナル株式会社

連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.apple-international.com>) に掲載し、提供しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

- ・ A. I. HOLDINGS (HONG KONG) LIMITED
- ・ アップルオートネットワーク株式会社
- ・ 株式会社アイ・エム自販

他6社

前連結会計年度において、連結子会社でありましたPRIME ON CORPORATION LIMITED (以下、POCという。)及びその連結子会社4社は、平成27年1月1日付でPOCの取締役を兼任しているA. I. HOLDINGS (HONG KONG) LIMITEDの取締役(重要な子会社役員)が辞任したことに伴い、当社グループの支配力基準の要件を満たさなくなったことから、連結子会社から持分法適用会社へ変更しております。

以上より、5社減少し変更後の連結子会社の数は9社となりました。

##### ②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

- ・ PT P. I. AUTOMOBILE

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 7社

主要な会社の名称

- ・ PRIME ON CORPORATION LIMITED
- ・ 北京泰智諮詢有限公司
- ・ 北京艾普旧車経営有限公司
- ・ Apple Auto Auction (Thailand) Company Limited

前連結会計年度において連結子会社でありましたPRIME ON CORPORATION及びその連結子会社が、支配力基準の要件を満たさなくなったことにより、連結子会社から持分法適用会社へ変更しております。

なお、上記会社のうち雲南久保汽車貿易有限公司につきましては清算終了したため、当連結会計年度において持分法適用範囲から除外しております。

以上より5社増加、1社減少したことにより、変更後の持分法適用会社の数は7社となりました。

## ②持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

主要な会社等の名称

・PT PLAZA INTERNATIONAL MOTOR LIMITED

他2社

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## （3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## （4）会計処理基準に関する事項

### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

その他有価証券

時価のないもの…… 移動平均法による原価法を採用しております。

（ロ）たな卸資産

商品…………… 当社及び国内連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は個別法による低価法を採用しております。

貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（ハ）デリバティブ

時価法を採用しております。

### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～34年

車両運搬具 3～5年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### ④退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

### ⑥その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「資産除去債務」は20,370千円であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	250,232千円
(2) 担保に供している資産	
定期預金	253,159千円
担保に係る債務	
短期借入金	371,500千円
1年内返済予定長期借入金	30,547千円
長期借入金	69,453千円
(3) 輸出為替手形割引高	73,590千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	12,461,400	—	—	12,461,400

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、未収入金及び貸付金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引は、社内ルールに従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差 額
(1) 現金及び預金	2,533,841	2,533,841	—
(2) 売掛金 貸倒引当金 (※2)	3,472,149 △32,138	3,440,010	—
	3,440,010		
(3) 未収入金 貸倒引当金 (※2)	538,712 △19,424	519,288	—
	519,288		
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (※2)	174,608 △174,608	—	—
	—		
(5) 長期営業債権 貸倒引当金 (※2)	778,951 △757,264	21,686	—
	21,686		
(6) 長期滞留債権 貸倒引当金 (※2)	1,643,174 △1,643,174	—	—
	—		
(7) 支払手形及び買掛金	(203,436)	(203,436)	—
(8) 短期借入金	(2,354,665)	(2,354,665)	—
(9) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(232,701)	(232,950)	249
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) 売掛金、未収入金、長期貸付金、長期営業債権、長期滞留債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 長期営業債権、(6) 長期滞留債権

担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒引当金を控除した額に近似しており、当該帳簿価額によっております。

(7) 支払手形及び買掛金、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、連結子会社においても、同様の方法によっております。

(10) デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	846,235

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に記載しておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 464円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円17銭 |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 連結子会社の異動（株式譲渡）

当社は、平成28年1月22日付の取締役会において、当社が保有する株式会社アイ・エム自販（以下、「アイ・エム自販」といいます。）の全株式を譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本件株式譲渡に伴い、アイ・エム自販は当社の連結子会社より除外されることになり、同社に対する債務保証412,500千円につきましても解除されました。

#### ①理由

当社は、平成21年4月にアイ・エム自販の株式を取得し主に東南アジア諸国において中古車輸出事業を展開してまいりました。昨今、同社を取り巻く事業環境が大きく変化していく中で今後のグループ戦略及び同社の借入金に対する当社債務保証の見直しを行った結果、当社が保有する同社株式の全額を同社代表取締役社長である陳 惠元に譲渡することといたしました。

#### ②売却する相手の名称

陳 惠元（アイ・エム自販・代表取締役社長）

#### ③株式譲渡日

平成28年1月22日

#### ④当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引

名称：アイ・エム自販

事業内容：中古車の買取・販売・輸出業務

取引内容：当社グループは当該会社に中古車車両を販売しております。

#### ⑤売却する株式の数、売却価格、売却損益及び売却後の持分比率

売却株式数：13,390株

売却価格：39,000千円

売却益：39,000千円（見込み）

売却後持分比率：－％

### (2) 持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）

当社は、平成28年2月18日付の取締役会において、当社及び子会社であるA. I. HOLDINGS (HONG KONG) LIMITEDが保有しております、PRIME ON CORPORATION LIMITEDの株式全てを譲渡することを決議いたしました。



本件に伴い、PRIME ON CORPORATION LIMITEDは、当社の持分法適用関連会社から除外されることとなります。

①理由

当社グループは、平成16年3月にPRIME ON CORPORATION LIMITEDを中華人民共和国香港特別行政区に設立して以来、欧州車を中心とした新車販売事業を展開してまいりました。また平成19年7月、平成21年10月にそれぞれ当該子会社（当時）の増資を行い、新車事業の事業拡大を図りました。

結果、順調に新車販売台数が伸びておりましたが近年、仕入資金の調達コストに係る金利負担が重く、売上高に見合う利益が確保できない状況が続き、事業の収益性が圧迫される状況が続いております。また、平成27年2月18日にて、「子会社の異動に関するお知らせ」を開示いたしましたとおり、連結子会社から持分法適用関連会社へ異動となりました。

このような状況の中、当社及び当社グループは企業価値の向上と継続的成長を果たすため、日本国内事業に経営資源を集中するとともに、財務体質を強化すべきと判断し、本件株式譲渡を行うものでございます。

②売却する相手の名称

POC Holdings (HK) Limited

③株式譲渡日

平成28年3月8日（予定）

④当該持分法適用関連会社等の名称、事業内容及び会社との取引

名称：PRIME ON CORPORATION LIMITED

事業内容：自動車販売・修理の統括会社

取引内容：当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

⑤売却する株式の数、売却価格、売却損益及び売却後の持分比率

売却株式数：15,500,000株

売却価格：25,000,000HKD

売却益：37,000千円（見込み）

売却後持分比率：－％

(3) 新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成28年2月25日開催の取締役会において、平成28年3月25日開催予定の当社定時株主総会においてご出席された（書面投票を含む。）株主の皆様の3分の2以上の承認を得ることを条件として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役6名に対し、下記第3回新株予約権を発行することを決議いたしました。

また、新株予約権と引換えに払い込む金銭は以下の通りであります。

本新株予約権1個あたりの発行価額は、240円とし、新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期間は、平成28年3月28日から平成28年4月25日までであり、申込期日は平成28年3月24日であります。

第3回新株予約権

	平成28年2月25日
新株予約権の数（個）	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	250,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（千円）	69,500（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成28年3月28日 至 平成38年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（千円）	発行価格 70,100 資本組入額 35,050
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権発行後、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- ①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記（注）2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日である平成28年3月28日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日である平成38年3月27日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の内容に準じて決定する。

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する前に当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合、残存する新株予約権を時価で取得することができる。ただし、取得を決定した時点において第三者評価機関が計算した新株予約権の時価が負の値の場合は、当社は、新株予約権者に対して、新株予約権の取得とともに、新株予約権の時価の絶対値相当の金銭の支払いを請求することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②たな卸資産

商品………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～20年
構築物	10年
車両運搬具	2～5年
工具器具備品	5～10年

##### ②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②関係会社事業損失引当金

関係会社の事業見直しに伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務の計算については簡便法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	56,096千円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	3,609,522千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	537千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	32,646千円
(5) 担保に供している資産	
定期預金	100,159千円
担保に係る債務	
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定長期借入金	30,547千円
長期借入金	69,453千円

(6) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

株式会社アイ・エム自販 412,500千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	209,636千円
仕入高	63,750千円
その他の営業取引	19,167千円
営業取引以外の取引高	31,183千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税	1,091
繰越欠損金	698,042
貸倒引当金及び貸倒損失	1,519,167
退職給付引当金	747
関係会社事業損失引当金	14,377
商品評価損	10,385
関係会社株式評価損	343,613
土地減損損失	14,725
その他	11,966
繰延税金資産小計	2,614,114
評価性引当額	△2,614,114
繰延税金資産合計	—



## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱アイ・エム自販	直接 65.0	車両の販売 仕入 役員の兼任1名	債務保証	412,500	—	—
子会社	A. I. HOLDINGS (HONG KONG) LIMITED	直接 58.1	資金の貸付 役員の兼任2名	資金の 回収	—	長期滞留債権 (注4)	3,609,552

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。また、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法  
市場価格を参考に決定しています。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. A. I. HOLDINGS (HONG KONG) LIMITEDへの貸倒懸念債権等に対し、3,609,552千円の貸倒引当金を計上しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 289円91銭
- (2) 1株当たり当期純利益 84円54銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 連結子会社の異動 (株式譲渡)

当社は、平成28年1月22日付の取締役会において、当社が保有する株式会社アイ・エム自販(以下、「アイ・エム自販」といいます。)の全株式を譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本件株式譲渡に伴い、アイ・エム自販は当社の連結子会社より除外されることになり、同社に対する債務保証412,500千円につきましても解除されました。

売却する株式の数、売却価格、売却損益及び売却後の持分比率

売却株式数13,390株

簿価：1円

売却価格：39,000千円

売却益：38,999千円 (見込み)

売却後持分比率：—%

なお、詳細については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

## (2) 持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）

当社は、平成28年2月18日付の取締役会において、当社及び子会社であるA. I. HOLDINGS (HONG KONG) LIMITEDが保有しております、PRIME ON CORPORATION LIMITEDの株式全てを譲渡することを決議いたしました。

本件に伴い、PRIME ON CORPORATION LIMITEDは、当社の持分法適用関連会社から除外されることとなります。

売却する株式の数、売却価格、売却損益及び売却後の持分比率

売却株式数：4,500,000株

簿価：64,125千円

売却価格：7,258,065HKD

売却益：44,000千円（見込み）

売却後持分比率：－%

なお、詳細については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

## (3) 新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成28年2月25日開催の取締役会において、平成28年3月25日開催予定の当社定時株主総会においてご出席された（書面投票を含む。）株主の皆様の3分の2以上の承認を得ることを条件として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役6名に対し、下記第3回新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、詳細については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。